# 大田区家族介護者支援ホームヘルプサービスご利用の案内 ~在宅で介護をしている家族を応援します!~

### 対象者 次の要件すべてに該当する方

- ① 大田区に住民票があり、現に居住している方
- ② 要介護3~5の認定を受けている方
- ③ 家族により居宅で介護を受けている方



# サービス内容

- 利用できるサービス(一例) 排泄、食事や服薬介助、入浴や清拭、通院時の介助・付添い、見守り、 話し相手、 掃除、洗濯、調理配膳、片付け、買い物
- × 利用いただけないサービス 庭の手入れ、ペットの世話、家具の移動、 家電の修理など 日常行われる家事の範囲を超える行為
- ※利用できるサービス内容と介護保険制度でのサービス内容の違いは、以下のとおりです。
  - 病院内での介助(待ち時間における付き添い等)にもご利用いただけます。
  - 介護保険では認められていない、外出同行、介助を伴わない見守り、話し相手のみの支援にもご利用いただけます。
  - 同居家族が在宅していても利用いただけます。
  - 対象者以外へのサービス(洗濯や調理等)でも、対象者の生活援助と同時に無理 なく行える範囲であればご利用いただけます。
  - 対象者がデイサービス利用時や、一時的な入院等で不在の時はご利用できません。

# 【利用時間帯】午前8時から午後8時まで

# 【利用時間数】1回につき1時間単位(12時間まで連続利用可能)。

年間24時間以内

【利用料金】 利用時間に応じて、以下の料金をお支払いください。

1 時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間
400円	650円	850円	1,000円	1,150円	1,300円	1,450円	1,600円

- ※午後6時以降に開始したサービスは上記金額に1時間100円、2時間200円加算となります。
- ※8時間を超える利用の場合は、8時間の料金とそれを超える利用時間との2つの組み合わせになります。(例:10時間利用の場合。8時間1,600円+2時間650円の合計2,250円)
- ※上記金額は区が9割負担し、利用者の方が負担する1割分の金額になっています。 生活保護等受給中の方は負担はありません。

# 【利用券】

- ①1時間単位の利用券を24枚発行しますので、住所・氏名・生年月日・利用者負担に誤りがないかご確認ください。
- ② 利用の際は、日付と枚数を確認の上、確認印欄(スタンパー不可)に押印してください。
- ③ 利用券を紛失された場合は、問合せ先までご相談ください。

(裏面もご覧ください)

### 【利用方法】

ご利用には、サービス事業者との契約が必要となります。手続きは以下のとおりです。

1申請



2 通知と利用券 が届く



3 事業者を選択



4 事業者と契約



5 サービス利用

- 利用したい事業者が「大田区家族介護者支援ホームヘルプサービ ス事業」実施に関する協定を区と結んでいるかを確認してください。
- 事業者が区と協定を結んでいるか分からない場合には、下記問合 せ先にご相談ください。※新たな協定締結の手続きには2週間程度かかります。
- 本事業の内容は、ケアマネジャーにもお知らせしています。
- 事業者へ利用したい日時、内容を連絡し、キャンセルの方法や事故 時の対応を含めて、サービス内容を確認のうえ契約してください。
  - 事業者に利用券と委任状を提出し、利用料金を支払ってください。 (生活保護等受給中の方は、利用料金はかかりません。)
- キャンセルや日時の変更は、事業者へ直接ご連絡ください。
- ・利用券と委任状(※)に印鑑が必要となります。朱肉を使用する 印鑑をご用意いただき、全て同じ印鑑を使用してください。
- ※ 委任状はこの事業に要する費用(9割または全額)を区から事業 者へ直接支払うために必要となります。用紙は事業者が用意します。

# 【変更の申請】

- ① この事業を利用した後に、生活保護等を受給することになった場合は利用者負担額が 変わり利用券の内容も変わります。下記問合せまたは管轄する地域包括支援センター にて変更の申請をしてください。利用変更通知書と利用者負担「なし」の利用券を新 たにお送りいたします。
- ② 区内で住所を変更した場合は、問合せ先に連絡お願いします。

# 【辞退の届出】

利用者が次のいずれかに該当したときは、このサービスの利用ができなくなりますので、 速やかに辞退届をご提出ください。

- ① 大田区外に転出したとき。
- ② 介護保険施設や、介護付き有料老人ホーム等に入所し、居宅で介護を受けなくなった
- ③ 家族による介護を受けなくなったとき。

# 【その他】

- ① 利用券は、要介護状態区分が2以下になった場合も、有効期限内に限り使用できます。
- ② 一度利用決定を受けた方は、毎年4月1日時点において資格要件を満していれば次年度 以降も引き続き利用券を交付しますので、更新申請は必要ありません。ただし、利用券 の使用が2年間ない場合は、利用資格を廃止します。
  - 〇申請先 各地域包括支援センター
  - 各地域包括支援センター または 各地域福祉課 〇問合先

大森地域福祉課 ☎5764-0658 調布地域福祉課

蒲田地域福祉課 ☎5713−1508 糀谷・羽田地域福祉課 ☎3741−6525

**☎**3726-6031